

## 第3期(令和4(2022)年度) 事業計画書

### 1. 協会運営方針

- ① 我が国及び世界における循環経済社会のあり方を研究し、目指すべき循環経済社会、またこの実現に寄与する循環経済型ビジネスモデル、実装に向けた課題等を具体化、可視化する。
- ② 循環経済型ビジネスの理解と定着、またそうした協力関係・コンソーシアムの形成に向けた国内外企業・団体・個人への支援を行う。
- ③ 循環経済社会の実現及び拡大をはかるため、各種情報発信やルール形成に向けた国内外関係機関との協力を推進する。

### 2. 第3期事業計画:令和4(2022)年度(2022年10月1日～翌9月30日)

#### 3-1. 事業計画のポイント

第3年度は、社員・会員数が限られているほか、活動に供することのできる資金も限られているため、予定している事業内容のうち、社員等の関与が容易であり、また循環経済型ビジネスの具体化や普及で特に影響力を発揮しやすい「循環経済に関わる調査研究・情報提供」及び「循環経済に関する内外関係機関(政府・標準化関連機関)」に関わる活動に重点を置きつつ、令和5年度以降の事業拡大に向けて会員勧誘拡大に取り組む。また、将来的な研修事業の実施に向けた準備を行う。

#### 3-2. 活動計画

##### (1) 循環経済に関わる調査研究・情報提供

循環経済型ビジネスモデルに関する各種調査の成果をレポート等として当協会ホームページを通じて情報発信するほか、関係者に対して送付を行う。また、役員等及び招聘研究員が執筆したレポートを会員等の関係者に発信し、循環経済型ビジネスモデルの理解や定着を促すとともに、協会会員の拡大にもつなげる。

加えて、十分な事務局の体制が構築できた場合には、企業における経営指標等の紹介を行うほか、循環経済型ビジネスに取り組む企業への経営計画作成ガイドラインの作成を行う(経営の観点から必要とされる取り組みに着目し、経営企画やCSR部門の方が活用しやすい内容のガイドラインを作成する)。

その他、事務局にて国内外動向の情報収集を行い、2週間に1回程度の頻度で会員に対してメールマガジン等の形式で配信する。

## (2) 循環経済に関わる講演会や研修会の実施

循環経済に関するセミナーを3回程度開催する。具体的には、ISO/TC323（循環経済）における国際標準化動向の紹介、循環経済型ビジネスの可能性と課題、循環経済におけるDXの動向等のテーマを予定する。

また、将来的な研修事業の実施に向けて、研修事業の想定対象者、実施期間、主な講座内容（座学内容、演習内容）等を検討する。

## (3) 循環経済に関する内外関係機関（政府・標準化関連機関）等との交流および協力

「循環経済分野に関する国際戦略研究会」を一般社団法人産業環境管理協会と共同で運営し、循環経済に関する標準化の対応戦略の検討、我が国が率先して国際標準化していくべきテーマ等を議論し、提案する。また、「JWG14 対応支援委員会」を一般社団法人産業環境管理協会と共同で運営し、二次原料への要求事項に関する標準化にあたり、我が国企業における経験や知見を活用しながら、我が国産業が劣後しない規格策定の方向性及び対応戦略を検討する。

ISO/TC323 で作成する循環経済型ビジネスモデルの Technical Report 作成等で協力を行うほか、国際標準化活動に関わる各種協力（エキスパートの派遣や情報提供等）を経済産業省、環境省、日本規格協会、産業環境管理協会に対して行う。具体的には、当協会内に設置された「循環経済分野に関する国際戦略研究会」や「JWG14 対応支援委員会」から、ISO/TC323 国内審議委員会の委員やエキスパートとしての派遣を検討する。また、今後、我が国が率先して国際標準化していくべきテーマ等を検討し、新規業務項目としての提案（NWIP）を目指す。

加えて、十分な体制が整えられた場合、当協会内に ISO/TC323 や ISO/TC207 における議論を支援する体制を構築・拡充するほか、ルール形成や政府提言を目的とした委員会として「循環経済 DX 推進検討委員会（仮）」、「制度改革・手法開発研究会（仮）」、「資源マテリアルフロー・ストック推計に関する検討委員会（仮）」等の設置、また、コンソーシアムやビジネスアライアンスの形成等を目的とした委員会として「中間処理・素材利用の高度化に向けた検討委員会（仮）」、「アジア等への海外事業展開に向けた検討委員会（仮）」の設置を検討する。

## (4) 循環経済に関する会員の知見交流活動

循環経済などに関連して、当協会会員への知見獲得機会の提供、会員相互の交流機会の提供、新たな創発的活動のきっかけづくりを行うことを目的とした座談会を1か月に1回程度の頻度で実施する。座談会は当協会の役員、顧問、正会員、賛助会員、招聘研究員等が出席可能なものとする。座談会では当協会レポートの内容や各会員企業の取組等に関する知見・意見交換等を行う。

（以上）